訪問看護事業所、介護予防訪問看護事業所

訪問看護ステーション

自己点検表

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 事業所番号 |  |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

＜記入について＞

○　指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。

○　「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

＜その他＞

**１）「根拠」欄に掲げている法令等は以下のとおりです**

・介護保険法（平成９年法律第１２３号）

・介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）

◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）＝（この冊子において「居宅指定基準」という。）

◆指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）＝（この冊子において「予防指定基準」という。）

☆指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１２年老企第２５号）＝（この冊子において「居宅等基準通知」という。）

　　 　・滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成２５年滋賀県条例第１７号）＝（この冊子において「基準条例」という。）

**２）その他**

○　この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。

○　実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

**Ⅰ　基本方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **０．基本方針**  【訪問看護】  ◇　訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指しているか。 | 居宅指定基準第５９条 |  |  |
| 【介護予防訪問看護】  ◆　介護予防訪問看護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指しているか。 | 予防指定基準第６2条 |  |  |

**Ⅱ　人員基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **１．看護師等の員数**  ◇◆　病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下、「指定訪問看護ステーション」という。）に配置すべき看護師等の員数は、次のとおり配置しているか。  ①保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）  ‥常勤換算方法で２．５人以上  ②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士  ‥指定訪問看護ステーションの実情に応じて配置  注　定期巡回・随時対応型訪問介護看護（または複合型サービス）の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、これらサービスの看護職員の員数を満たすことで、訪問看護の人員基準も満たすものとみなすことができる。  ☆　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の看護職員の人員配置基準を満たしていることにより指定訪問看護の看護職員の人員配置基準を満たしているものとみなされている場合、当該配置基準を満たしていることをもって、別の指定定期巡回・随時対応型訪問介護・看護等の看護職員の人員配置基準を満たしているものとはみなしていないか。 | 居宅指定基準第６０条第１項  予防指定基準第６３条第１項  居宅指定基準第６０条第４項、第５項  居宅等基準通知第３の３　１（１）③ |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） | |
| ☆勤務日および勤務時間が不定期な看護職員の算定  イ) 不定期な看護職員によるサービス提供の実績がある場合は不定期な看護職員１人当たりの勤務時間数は、 当該事業所の不定期な看護職員の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間および移動時間をいう）としているか。  ロ) 不定期な看護職員によるサービス提供の実績ない場合等イによりがたい場合は、 不定期な看護職員が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入しているか。  ☆　出張所等がある場合は、常勤換算を行う際の看護職員の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数を含めているか。 | 居宅等基準通知第３の３の１の（１）の①のロで準用する第３の１の１の（１）の②のイ  居宅等基準通知第３の３の１の（１）の①のロで準用する第３の１の１の（１）の②のロ  居宅等基準通知第３の３の１の（１）の①のロで準用する第３の１の１の（１）の③ |  |  | |
| ◇◆上記の看護職員のうち１名は常勤であるか。 | 居宅指定基準第６０条第２項  予防指定基準第６３条第２項 |  |  | |
| **２．管理者**  ◇◆　訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 | 居宅指定基準第６１条第１項  予防指定基準第６４条第１項 |  |  | |
| 訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 |
| ◇◆　訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師であるか。  ☆保健師又は看護師  　　　管理者は、保健師、看護師の業務の停止を命じられている者、業務の停止終了後２年を経過しない者でないか。 | 居宅指定基準第６１条第２項  予防指定基準第６４条第２項  居宅等基準通知第３の３の１の（２）の② |  |  | |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） | |
| ◇◆　訪問看護ステーションの管理者は、適切なサービスを行うために必要な知識及び技能を有する者であるか。 | 居宅指定基準６１条  第３項  予防指定基準第６４条第３項 |  |  | |
| ☆必要な知識及び技能  　訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は、老人保健法第１９条の訪問指導の業務に従事した経験のある者であるか。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講しているか。 | 居宅基準通知第３の３の１の（２）の④ |

**Ⅲ　設備基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **１．設備及び備品等**  ◇◆　訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために 必要な広さを有する専用の事務室を設けているか。  　　また、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。  　ただし、訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。  ☆　訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設けているか。ただし、 当該訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、 両者を共用することは差し支えない。 また、当該訪問看護ステーションが、他の事業の事業所を兼ねる場合には、 必要な広さの専用の区画を有することで差し支えないものとする。 なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、 訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されているか。  ☆　事務室については、利用申込みの受け付け、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。  ☆　サービス提供に必要な設備及び備品等を確保しているか。特に感染予防に必要な設備等の設置に配慮しているか。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、訪問看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 | 居宅指定基準第６２条第１項  予防指定基準第６５条第１項  居宅等基準通知第３の３の２の（１）の①  居宅等基準通知第３の３の２の（１）の②  居宅等基準通知第３の３の２の（１）の③ |  |  |

**Ⅳ　運営基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **１．内容及び手続の説明及び同意**  ◇◆　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について利用申込者の同意を得ているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第８条  予防指定基準第７４条で準用する第４９条の２第１項 |  |  |
| ☆　同意については、 利用者および事業者双方の保護の立場から書面によって確認しているか。 | 居宅基準通知第３の３の３（７）で準用する第３の１の３の（１） |  |  |
| **２．サービス提供拒否の禁止**  ◇◆　正当な理由なく サービスの提供を拒んでいないか。  ☆正当な理由  ①当該事業所の現員からは利用申し込に応じきれない場合  ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | 居宅指定基準第７４条で準用する第９条  予防指定基準第７４条で準用する第４９条の３  居宅基準通知第３の３の３（7）で準用する第３の１の３の（２） |  |  |
| **３．サービス提供困難時の対応**  ◇◆　利用申込者の病状、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護（介護予防訪問看護）を提供することが困難であると認めた場合は、 主治の医師及び居宅介護支援事業者（介護予防支援事業所） への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。 | 居宅指定基準第６３条  予防指定基準第６６条 |  |  |
| **４．受給資格等の確認**  ◇◆　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び 要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 居宅指定基準第74条で準用する第11条第１項、予防指定基準第74条で準用する第４９条の５第１項 |  |  |
| ◇◆　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努めているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第11条第２項  予防指定基準第７４条で準用する第４９条の５第２項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **５．要介護認定の申請に係る援助**  ◇◆　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第12条第１項  予防指定基準第７４条で準用する第４９条の６第１項 |  |  |
| ◇◆　居宅介護支援（介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第12条第２項  予防指定基準第７４条で準用する第４９条の６第２項 |  |  |
| **６．心身の状況等の把握**  ◇◆　サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者 ）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第１３条  予防指定基準第７４条で準用する第４９条の７ |  |  |
| **７．居宅介護支援事業者等との連携**  ◇◆　指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業所） その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 居宅指定基準第６４条第１項  予防指定基準第６７条第１項 |  |  |
| ◇◆　指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 居宅指定基準第６４条第２項  予防指定基準第６７条第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **８．法定代理受領サービスの提供（介護予防ｻｰﾋﾞｽ費の支給）**  **を受けるための援助**  ◇◆　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条（８３条９号） ※各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。  *※介護保険法施行規則第６４条*  *＝居宅介護サービス費の代理受領の要件*  *介護予防サービスについては介護保険法施行規則第８３条の９　＝　介護予防サービス費の支給の要件* | 居宅指定基準第７４条で準用する第15条  予防指定基準第７４条で準用する第４９条の９  *被保険者が居宅介護支援（介護予防支援）を受けることにつき、あらかじめ市町村に届出ている場合であって、当該サービス計画（介護予防サービス計画）の対象となっている時* |  |  |
| **９.居宅サービス計画に沿ったサービスの提供**  ◇◆　居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は当該計画に沿ったサービスを提供しているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第16条  予防指定基準第７４条で準用する第49条の１０ |  |  |
| **10.居宅サービス計画等の変更の援助**  ◇◆　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡その他の必要な援助を行っているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第17条  予防指定基準第７４条で準用する第４９条の１１ |  |  |
| **11.身分を証する書類の携行**  ◇◆　看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第18条  予防指定基準第７４条で準用する第49条の12 |  |  |
| **12．サービス提供の記録**  ◇◆　サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第１９条第１項  予防指定基準第７４条で準用する第４９条の１３第１項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| ◇◆　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第１９条第２項  予防指定基準第７４条で準用する第４９条の１３第２項 |  |  |
| **13.保険給付の請求のための証明書の交付**  ◇◆　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護（介護予防訪問看護）に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護（介護予防訪問看護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第２１条  予防指定基準第７４条で準用する第５０条の２ |  |  |
| **14.利用者に関する市町村への通知**  ◇◆　訪問看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  一 　正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、 要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  二 　偽りその他不正な行為によって　保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 居宅指定基準第７４条で準用する第２６条  予防指定基準第７４条で準用する第５０条の３ |  |  |
| **15．基本取扱方針**  **15-1.訪問看護**  ◇　指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行っているか。 | 居宅指定基準第６７条第１項 |  |  |
| ◇　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 居宅指定基準第６７条第２項 |  |  |
| **15-2.介護予防訪問看護**  １　指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 | 予防指定基準第７５条第１項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| ２　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 予防指定基準第７５条第２項 |  |  |
| ３　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 | 予防指定基準第７５条第３項 |  |  |
| ４　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 | 予防指定基準第７５条第４項 |  |  |
| ５　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分図ることその他様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めているか。 | 予防指定基準第７５条第５項 |  |  |
| **16．具体的取扱方針**  **16-1.訪問看護**  ◇ 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによっているか。  １　サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。 | 居宅指定基準第６８条 |  |  |
| ２　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。 |  |  |  |
| ３　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持ってこれを行っているか。 |  |  |  |
| ４　サービスの提供に当たっては常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。 |  |  |  |
| ５ 特殊な看護等についてはこれを行っていないか。 |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **16-2.介護予防訪問看護**  ◆　看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第６２条に規定する基本方針及び第７５条に規定する基本取扱い方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| １　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| ２　看護師等（準看護師を除く。以下、この条において同じ。）は、 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| ３　介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| ４　看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| ５　看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| ６ サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| ７　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| ８　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってこれを行っているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| ９ 特殊な看護等についてはこれを行っていないか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| 10　看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| 11　看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提供しているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| 12 管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| 13 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| 14　１～12までの規定を、介護予防訪問看護計画書の変更についても遵守しているか。 | 予防指定基準第７６条 |  |  |
| **17．主治の医師との関係**  ◇◆ 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理をしているか。 | 居宅指定基準第６９条第１項  予防指定基準第７７条第１項 |  |  |
| ◇◆　訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。 | 居宅指定基準第６９条第２項  予防指定基準第７７条第２項 |  |  |
| ◇◆　主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。 | 居宅指定基準第６９条第３項  予防指定基準第７７条第３項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **18．利用料等の受領**  ◇◆　法定代理受領サービスに 該当する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス（介護予防サービス）費用基準額から当該訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 | 居宅指定基準第６６条第１項  予防指定基準第６９条第１項 |  |  |
| ◇◆　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護（介護予防訪問看護）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問看護（介護予防訪問看護）に係る居宅介護サービス（介護予防サービス）費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。 | 居宅指定基準第６６条第２項  予防指定基準第６９条第２項 |  |  |
| ◇◆　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービス提供を行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けているか。 | 居宅指定基準第６６条第３項  予防指定基準第６９条第３項 |  |  |
| ◇◆　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 居宅指定基準第６６条第４項  予防指定基準第６９条第４項 |  |  |
| **19．訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成**  ◇◆　 看護師等（準看護師を除く。以下この条において同じ。）は、 利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。 | 居宅指定基準第７０条第１項 |  |  |
| ◇◆　看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画内容に沿って訪問看護計画を作成しているか。 | 居宅指定基準第７０条第２項 |  |  |
| ◇◆　看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たってはその主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 | 居宅指定基準第７０条第３項 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） | |
| ◇◆　看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しているか。 | | 居宅指定基準第７０条第４項 |  |  | |
| ◇◆ 看護師等は、訪問日、 提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。 | | 居宅指定基準第７０条第５項 |  |  | |
| ◇◆　管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。 | | 居宅指定基準第７０条第６項 |  |  | |
| **20.同居家族に対するサービス提供の禁止**  ◇◆　看護師等にその同居の家族である利用者に対してサービスを提供させていないか。 | | 居宅指定基準第７１条  予防指定基準第７０条 |  |  | |
| **21.運営規程**  ◇◆　事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。  ①事業の目的及び運営の方針  ②従業者の職種、員数及び職務の内容  ③営業日及び営業時間  ④指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の内容及び利用料その他の費用の額  ⑤通常の事業の実施地域  ⑥緊急時等における対応方法  ⑦虐待の防止のための措置  ⑧非常災害発生時の他の社会福祉施設との連携・協力体制の構築  ⑨その他運営に関する重要事項 | | 居宅指定基準第７３条  予防指定基準第７２条 |  |  | |
| **22.勤務体制の確保**  ◇◆　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第３０条第１項  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の２第１項 |  |  | |
| ☆事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | | 居宅等基準通知第３の３の３（７）で準用される第３の１の３の(１９) |  |  | |
| ☆訪問看護事業所の看護師等については「労働者派遣法」に規定する派遣労働者であってはならない。 | | 居宅等基準通知第３の３の３（７）② |  |  | |
| 基準の概要 | | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） | |
| ◇◆　事業所ごとに、当該訪問看護事業所の看護師等によって訪問看護を提供しているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第３０条第２項  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の２第２項 |  |  | |
| ◇◆　看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | |  |  |  | |
| ◇◆　適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第３０条第４項  予防指定基準第７２条の２ |  |  | |
| **23.** **業務継続計画の策定等**  ◇◆　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  ◇◆　事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  ◇◆　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  　　非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。 | | 居宅指定基準第１０５条で準用する第３０条の２  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の２の２  基準条例別表第3第6項 |  |  | |
| **24.衛生管理等**  ◇◆　看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第31条第１項  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の３第１項 |  |  | |
| ☆　特に、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 | | 居宅等基準通知第３の３の３（7）で準用される第３の３の（２０） |  |  | |
| ◇◆　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図っているか。  ◇◆　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ◇◆　事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | |  |  |  | |
| **25.掲示**  ◇◆　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第32条  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の４ |  |  | |
| **26.** **虐待の防止**  ◇◆　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護員等に周知徹底を図っているか。  ◇◆　当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。  ◇◆　当該訪問看護事業所において、看護師等に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ◇◆　上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | | 居宅指定基準第１０５条で準用する第３７条の２  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の１０の２ |  |  | |
| **27.秘密保持等**  ◇◆　従業者、また従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じている。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第33条  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の５ |  |  | |
| ◇◆ サービス担当者会議等において、 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第33条  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の５ |  |  | |
| 基準の概要 | | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） | |
| **28.広告**  ◇◆　事業所について広告をする場合においては､その内容が虚偽又は誇大なものではないか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第34条  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の６ |  |  | |
| **29.居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止**  ◇◆　居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者） 又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | | 居宅指定基準第74条で準用する第３５条  予防指定基準第74条で準用する第５３条の７ |  |  | |
| **30.苦情処理体制**  ◇◆　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第３６条第１項  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の８第１項 |  |  | |
| ◇◆　苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録しているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第３６条第２項  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の８第２項 |  |  | |
| ☆　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。なお、苦情の内容の記録は、サービスの完結の日から２年間保存しているか。 | | 居宅基準通知第３の３の３（７）で準用する第３の１の３の（２３） |  |  | |
| ◇◆　提供したサービスに関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第３６条第３項  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の８第３項 |  |  | |
| ◇◆ 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第３６条第４項  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の８第４項 |  |  | |
| 基準の概要 | | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） | |
| ◇◆ 提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第３６条第５項  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の８第５項 |  |  | |
| ◇◆　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第３６条第５項  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の８第６項 |  |  | |
| **31.地域との連携**  ◇◆指定訪問看護事業者（指定介護予防訪問看護事業者）は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。  ☆　居宅基準第三十六条の二は、居宅基準第三条第二項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。  なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。  ◇◆事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護事業所以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めているか。 | | 居宅指定基準第７４条で準用する第３６条の２  予防指定基準第７４条で準用する第５３条の９  居宅等基準通知第３の７の３（６）で準用される第３の１の３の (２４） |  |  | |
| **32.緊急時等の対応**  ◇◆　看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。 | | 居宅基準第７２条  予防基準第７１条 |  |  | |
| **33.事故発生時の対応**  ◇◆　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | | 居宅基準第７４条で準用する第３７条第１項  予防基準第７４条で準用する第５３条の１０第１項 |  |  | |
| 基準の概要 | | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） | |
| ◇◆　事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。 | | 居宅基準第７４条で準用する第３７条第２項  予防基準第７４条で準用する第５３条の１０第２項 |  |  | |
| ◇◆　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 | | 居宅基準第７４条で準用する第３７条第３項  予防基準第７４条で準用する第５３条の１０第３項 |  |  | |
| **34.会計の区分**  ◇◆　訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護（介護予防訪問看護）の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 | | 居宅基準第７４条で準用する第３８条  予防基準第７４条で準用する第５３条の１１ |  |  | |
| **35.記録の整備**  ◇◆　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | | 居宅指定基準７３条の２第１項  予防指定基準第７３条第１項 |  |  | |
| ◇◆　次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。  ①主治の医師による指示の文書  ②訪問看護計画書  ③訪問看護報告書  ④提供した具体的なサービスの内容等の記録  ⑤市町村への通知に係る記録  ⑥苦情の内容等の記録  ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | | 居宅指定基準３９条第２項  予防指定基準第７３条第２項 |  |  | |
| **36.人権への配慮等**  　　利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めているか。 | 基準条例別表第3第6項 | |  | |  |
| 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しているか。 | 基準条例別表第3第6項 | |  | |  |